



## 建物の改修に関する補助金のご案内 ①

京町家条例に基づく指定地区内にある京町家にお使いいただけます！  
(裏面「京町家条例に基づく指定地区」の図をご覧ください)

**補助金の概要**

**指定京町家 改修補助金**  
京町家条例に基づく指定地区内の京町家や、個別指定の京町家を対象に、京町家の保全・経費に必要な改修工事にかかる費用の一部を補助します。

耐震改修補助金とセットでご利用いただけます！

対象建築物	京町家条例に基づく指定地区内の京町家
対象工事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外部改修工事*</li> <li>2 設備改修工事</li> </ol> <small>※当該地区の指定区域から見える部分の改修工事に限ります。</small>
補助金額	補助対象費用の1/2 <b>上限額100万円</b> ※ <small>※上限に達するまで補助できず、2割に引き下げます。            ※当該地区内の個別指定された建物は対象外となります。</small>

**1 外部改修工事とは**  
外壁、屋根、外部建築、格子等の外観の修理・修繕工事

**2 設備改修工事とは**  
給排水設備や衛生設備の配管、電気設備の配線等の改修工事

**申請の流れ**

事前相談 → 交付申請 → 交付決定 → 工事着工 → 工事完了 → 完了報告 補助金請求 → 補助金 交付

注) 必ず交付決定後に工事に着手してください。交付決定前に工事に着手した場合は、補助金を交付できません。

※【京町家条例】▶「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を指します。  
 ※【指定地区】▶京町家条例第16条に基づき指定された地域を指します。  
 ※京町家の「解体」を検討されている方は、京都市への届出が必要です。  
 ※京町家条例に基づき個別に指定を受けている京町家については、上限額が250万円になるなど、一部異なりますので、詳細はお問い合わせください。

**お問合せ先**

**075-222-3503**

(まち再生・創造推進室 京町家担当)

発行：京都市都市計画局 まち再生・創造推進室  
本冊子は必ずお読みください。  
 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS  
京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。  
 ※京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。  
 ※京都市の目標達成に貢献しています。

## 京町家条例に基づく指定地区

**補助金を活用した改修事例**

裏面外壁(セーラール)の一部を、焼杉材に改修

庇の改修

前庭にある門扉の改修

屋根瓦の置き替え

(指定地区内の京町家への補助金案内)

## 京町家に関するお悩みがありましたら、まずは京都市にご相談ください！

京町家の取扱い経験が豊富な専門家からの提案もできます！

改修前

改修後

京町家は、代々大事に引き継がれてきた京都の貴重な財産です。一度取り壊すと、二度と元に戻すことはできません。京町家を未来に引き継いでいく方法を一緒に考えさせてもらえませんか。

詳しくはこちらまで  
お問合せ先 **075-222-3503**  
(京都市都市計画局まち再生・創造推進室)

京都市 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS  
京都市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。  
 ※京都市の目標達成に貢献しています。

## 京町家の今後について、京町家の取扱い経験が豊富な専門家と一緒に、ご提案させてもらえませんか？

**京町家 マッチング 制度 無料**

「後者」

「前者」

- 資産や資産差の解消など、より快適な家にする方法をご提案
- 賃貸住宅としての活用をご提案
- アトリ工業住居としての賃貸をご提案 など

詳しくはこちらまで **075-222-3503**  
(京都市都市計画局まち再生・創造推進室)

---

**京町家 なんでも相談 無料**

窓口での相談の後、必要に応じて京町家相談員\*が対応します。(要予約)  
 ※京町家相談員資格一覧  
 税理士/弁護士/司法書士/行政書士/建築士/大工/土地家屋調査士/宅地建物取引士/不動産鑑定士

詳しくはこちらまで **075-354-8701**  
(京都市景観・まちづくりセンター)

(指定以外の京町家への市への相談を促すチラシ)

### イ 福祉サービスの従事者及び利用者への周知

福祉サービスを提供している事務所に、京町家条例に関するリーフレット及び市への相談を促すチラシの配架に御協力いただき、福祉サービスに従事する方や利用される方への周知を行った。



### ウ 指定確認検査機関への周知依頼

京都市を業務区域とする指定確認検査機関<sup>※</sup>に対して、設計者から京町家の解体工事を伴う相談等を受けられた際に、京町家条例に基づく届出の必要性を京都市に確認いただくよう説明を依頼した。

※ 建築基準法に基づく確認・検査等を行う機関として、国土交通大臣又は都道府県知事から指定された民間企業

### エ 地下鉄各駅へのポスターの掲示

京町家の保全・継承を周知するため、地下鉄各駅に、広報用ポスター（平成31年2月発行）を掲示した（7～8月の2週間）。

#### <掲示駅>

烏丸線 烏丸御池駅、四条駅、京都駅

東西線 二条駅、京都市役所前駅、三条京阪駅、山科駅

# 京都が 京都で あるために。

守らなければならない**京町家**…約40,000件  
「京町家」は京都の文化、歴史、暮らしの美学、生き方の哲学です。この大切な京都の財産を次世代へ残すため、京都市は平成29年「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を制定しました。「私の家は京町家なのか?」「京町家を維持できない、取り壊すしかない」等の疑問やお悩みをお持ちの方は、ぜひ一度ご相談ください。京都市は、市民のみなさんの協力を得ながら、京町家というかけがえのない財産を守っていきたくと考えています。

京都市都市計画局  
まち再生・創造推進室（京町家保全継承担当）【お問合せ】075-222-3503

## オ 京町家再生セミナー（京都市景観・まちづくりセンター）

京町家の所有者や居住者、具体的に京町家の居住や活用を検討している方に、年間を通して、改修の方法、相続、資金調達、活用方法など、今すぐ役立つ京町家の保全・再生に関する様々な専門知識を学んでいただく基本講座を開催した。

開催回数：6回（うち、京町家再生見学会1回）

## カ 大学生への普及啓発

立命館大学及び奈良県立大学からの依頼により、大学において京町家の保全・継承について講義を行った。

### 令和3年度の取組予定

京町家に関する情報に触れる機会がなかったり、関心が低い所有者等に対して、京町家に関する情報や条例の趣旨、支援策等の情報を確実に届け、京町家に対する関心を高めて保全・継承に向けた行動を起こすきっかけにさせていただけるよう、戸別ポスティング等と合わせて、地域別に様々な機会を通じて情報発信するなど、きめ細かな普及啓発を行う。

## (2) 価値の認識・共有

### 令和2年度の取組

#### ア 京町家カルテ（京都市景観・まちづくりセンター）

京町家を次世代に適切に継承していく手掛かりとするため、所有する京町家に関する情報をまとめたカルテを交付した。

交付件数：10件

#### イ 個別指定京町家を示すプレート

個別指定の京町家について、所有者に京町家の価値を再認識し、愛着を深めていただくことを目的として、個別指定の京町家を称えるプレートを交付した。

交付件数：52件

#### ウ 個別指定京町家レポート

個別指定の京町家について、所有者に京町家の価値を再認識し、愛着を深めていただくとともに、次代に適切に継承していただくことを目的として、所有する京町家に関する情報をまとめたレポートを交付した。

交付件数：8件



### 令和3年度の取組予定

引き続き、所有する京町家の価値を再認識していただき、次代に適切に継承していただけるよう、改修補助金に関する相談時や戸別のポスティング等において、京町家カルテ等の更なる周知を図る。

## (3) 京町家に関する相談制度

### ア 京町家相談員

- ・ 京町家の流通、改修、相続、税金等の専門的な技術、知識を持つ方で、一定の資格や経験年数があり、所定の研修を受講した方を「京町家相談員」として登録している。
- ・ 京町家相談員は、京都市又は京都市景観・まちづくりセンターからの派遣依頼を受

け、京町家所有者等からの相談に対して、営利なしの専門的なアドバイス等の相談対応を行う。

### 令和2年度の取組

#### (ア) 登録者数

79名（令和3年4月1日現在）

(内訳)

＜公募＞56名		＜団体推薦＞23名	
登録区分	登録人数	登録区分	登録人数
宅地建物取引士	22名	不動産鑑定士	7名
建築士	18名	土地家屋調査士	3名
大工	12名	弁護士	5名
税理士	4名	司法書士	4名
		行政書士	4名

#### (イ) 京町家相談員スキルアップ研修の開催

- ・スキルアップ研修 見学会

開催日：令和2年12月11日（金）

内 容：京町家まちづくりファンド改修助成事業に選定された「五条坂なかにわ路地」（令和元年度選定）及び「八田邸」（令和2年度選定）を見学

- ・スキルアップ研修

開催日：令和3年2月18日（木）

内 容：「民法改正 －建物の売買・賃貸・相続を中心に－」

### 令和3年度の取組予定

京町家の保全・継承に関する不安や悩みの解決に向けた足掛かりとなる相談制度について、戸別ポスティング等で周知を行い、更なる利用促進を図る。また、相談員に対する研修を開催し、相談員の対応力の向上を図る。

#### (4) 京町家の魅力発信

### 令和2年度の取組

#### ア 京町家の魅力発信ツールの制作

様々な方に京町家に興味を持ってもらえるよう京町家の魅力発信ツールの制作に関する公募型プロポーザルで提案を募集し、次のツールを制作した。

#### (ア) 「京町家ショートストーリー」の制作

- ・コンセプト

「京町家」をテーマに、この本でしか読めないストーリーを作家に書き下ろしていただき、作家のファンをはじめ、京町家に関わりが少ない新しい層に手に取ってもらえるものにするこで、自然な形で京町家に興味を持っていただくきっかけとする。

また、この本を手に取っていただいた方に、物語のテーマである「京町家」のことを知っていただくため、京町家の特徴や種類等も紹介している。

- ・配布方法

令和3年度に印刷のうえ、市内の書店、京町家、市関係施設等で配布予定

## (イ) VRで京町家体験

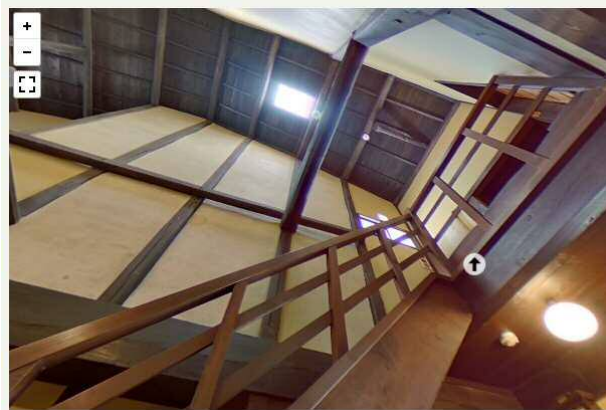
### ・コンセプト

京町家に触れたことがない方などに、気軽にVRで京町家を「体験」してもらい、京町家に興味・関心を持っていただくきっかけとする。

また、各所の説明書きを日本語と英語の併記にすることで、海外の方にも京町家の魅力を発信できるものとした。

### ・公開方法

一般的な京町家（一列三室型）と大塀造の京町家の2パターンを制作し、総合情報サイト「京町家を未来へ」で公開するとともに、様々な方に見ていただけるよう京都市等が管理しているポータルサイトにバナー等を掲載した。



(一般的な京町家)



(大塀造)

イ 市民しんぶん及び市民ニュースでの京町家の情報発信 **記事配布**

市民しんぶん7月1日号（全市版）において、京町家の知恵や魅力と共に、令和元年度に発行した、既存の京町家を改修する際に留意してもらいたいポイントを啓発する冊子「京町家をリノベする、その前に。」や、既存の京町家と共存できる新築等の住宅「新町家」の指針や設計事例をまとめたガイドブック「新町家のすすめ」の周知を図った。また、市民しんぶんの発行に合わせて、市バス・地下鉄車内、施設等に掲示される市民ニュースにおいても情報発信した。



(市民しんぶん)

京都市民ニュース

新しい生活スタイルを定着させましょう

- 2m 人の距離を空ける
- マスクを装着
- 30秒 手を洗った後、手を乾かす
- 食器は 真正面を避ける
- 毎朝体温を測定し 体調管理
- 発熱などの症状があれば自宅で療養を
- ごまめに 換気する
- 遊びに行くときは 屋内より屋外
- 通勤通学の ラッシュ時間は 避ける
- 電車やバス内でも 人の距離をこる
- この続きを/ 知りたい方/ 詳しくは 市民しんぶん
- 運動は徒歩や 自転車を使用
- 公園は ずいぶん間隔に行く
- 買い物時は少人数で 長串・付帯的に
- 食卓は 列座ではなく 横並び
- 大皿は避けて 料理器の間に
- 持ち帰りや デリバリーも利用

他にも ●新型コロナあんしん追跡サービス ●「コロナ対策最前線」保健師の仕事などを紹介

4月補正予算に引き続き… 「感染拡大防止」と「市民生活・中小企業等の下支え・支援」に向け約70億円の予算を増額!

地元をみんなで応援！ 京都内など豪華賞品が抽選で当たる！

市民の皆様へ、京都の文化や食・宿の魅力を ご堪能いただくキャンペーンを実施

詳しくはホームページで！

心の健康 疲れをため込んでいませんか？ 今コロナによるストレスに悩む人が増加 自分でできる心のケア方法を紹介します!

京都の美しい町並みや、歴史・文化の象徴 京町家の知恵を知る 現代の暮らしに合わせた形での改修も!

市政に関するお問い合わせは 京都いつでもコール 075-661-3755

きょうと 7月号 市民しんぶん

ごまめな水分補給など 熱中症に注意しながら 「新しい生活スタイル」を 実践しましょう!

(市民ニュース)

## ウ 京都新聞への京町家の保全・継承に関する鼎談記事の掲載 記事配布

独立行政法人住宅金融支援機構\*から提案いただき、京町家所有者等の京町家の保全・継承の意識を高めるため、京町家の保全・継承の取組に関する三者鼎談を行い、その内容を京都新聞の記事型広告として掲載いただいた。また、鼎談記事を印刷いただき、機構、まち再生・創造推進室、景観・まちづくりセンター等の窓口で配布した。

※ 国土交通省・財務省が所管する政府系金融機関。政策上重要で民間金融機関では対応が困難な分野への融資業務などを行う。

### (ア) 掲載媒体

令和3年3月28日(土) 京都新聞朝刊

### (イ) 鼎談者(肩書は記事掲載時のもの)

- ・京都府立大学大学院教授 大場修氏
- ・独立行政法人住宅金融支援機構近畿支店長 浪波哲史氏
- ・京都市都市計画局住宅政策監 岩崎清

### (ウ) テーマ

「京町家の保全・継承について」



## エ “京都を彩る建物や庭園” 制度

市民の皆様が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を公募により、リスト化し、市民ぐるみで残そうという機運を高めるとともに、様々な活用を進めることなどにより、維持継承を図る制度。令和2年度は、新たに62件を選定し、25件を認定した。

<選定・認定件数(令和3年3月末現在)>

- ・選定 525件
- ・認定 178件

※ 選定したもののうち、審査会において特に価値が高いと評価されたものを認定

### 令和3年度の取組予定

京町家所有者はもとより、市民や事業者をはじめ、海外の方も念頭に置き、人々に心の豊かさをもたらす京町家の町並み景観や生活文化など、更なる京町家の魅力発信に取り組んでいく。

## (5) 京町家の生活文化等に関する教育研修プログラムの作成や学習の機会の創出

### 令和2年度の取組

次代の京町家の担い手の育成を目的に、子ども向けの教育として、京都聖母学院高等学校のライフマネジメント講座において、京町家の魅力や活用等に関する講義等を実施した。事業者向けの教育については、令和3年1~2月の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が出されたことを踏まえ中止した。



また、学校教育において、実際の京町家での体験学習を組み込んだ授業を企画する際の支援を行うことを目的に、「体験学習の場となる京町家」（3箇所）を確保した。

### <子ども向け教育>

- ・教育機関 京都聖母学院高等学校
- ・実施概要 1年生及び3年生を対象として、令和2年11月の2日間、京町家の魅力や現状、保全の取組等に関する座学や文化体験を実施
- ・講師 京都市景観・まちづくりセンター事務局次長  
株式会社北井 代表取締役 北井 秀昌氏
- ・協力 株式会社松栄堂

### 令和3年度の取組予定

学校教育で京町家に関する授業を実施してもらえるよう、教育委員会を通じて各学校に情報発信していく。

## 2 維持修繕及び改修の推進

### (1) 京町家の改修や維持修繕に対する助成制度

#### 令和2年度の取組

#### ア 指定京町家改修補助金（平成30年10月1日～）

個別指定及び指定地区内の京町家の保全・継承に必要となる大規模な改修工事に要する費用に対して補助を行った。前年度と比較し、指定地区の職住共存地区への拡大や、戸別ポスティング等の効果により、大幅に申請が増えた。

#### (ア) 補助額

- ・ 補助率：補助対象費用の1/2
- ・ 補助限度額

	補助限度額	備考
地区指定	100万円	—
個別指定	250万円	うち、内部改修上限60万円

#### (イ) 実績

(金額：千円)

		H30	R1	R2
地区指定	件数	1	3	44
	金額	121	2,497	26,389
個別指定	件数	6	21	43
	金額	1,639	17,644	41,382
計	件数	7	24	87
	金額	1,760	20,141	67,771

#### (ウ) 主な活用事例

屋根の葺き替え、外壁の修繕、建具の補修、畳・襖・雨戸の取替え、配管更新

## イ 個別指定京町家維持修繕補助金（平成30年10月～）

個別指定の京町家の日常的に必要な維持修繕に要する費用に対して、補助を行った。

### （ア）補助額

- ・ 補助率：補助対象費用の1/2
- ・ 補助限度額：30万円

### （イ）実績

（金額：千円）

	H30	R1	R2
件数	1	7	7
金額	188	862	985

### （ウ）主な活用事例

庇板金修理，防蟻処理，建具修繕

### 令和3年度の取組予定

条例に基づく指定地区の事前説明会，個別指定の京町家所有者への通知等において，制度の周知を行うなど，助成制度の浸透，利用促進を図る。また，指定京町家の増加に伴い，補助金の申請も急増しており，年度途中で予算額に達している状況にあることから，政策誘導の観点から，より効果的な制度となるよう見直しを検討していく。

## (2) 京町家まちづくりファンド改修支援事業（京都市景観・まちづくりセンター）

京町家まちづくりファンドは，京町家等の保全，再生を支援するための基金であり，平成17年に篤志家の方からの寄附と京都市，国からの支援をもとに設立し，多くの市民・企業からの寄付金を基金に積み立て，その運用益により，助成事業に取り組んでいる。

### 令和2年度の取組

まちづくり活動との関連性が深く，良好な景観・文化の形成につながる京町家等の改修等に対し，以下の2種類の改修助成事業を行った。

ア まちづくり活動の拠点等となる京町家を改修する工事（京町家の改修）

イ 複数棟で一体として取り組む歴史的まちなみ景観の修景（通り景観の修景）

### <実績>

選定件数 3件（京町家の改修2件，通り景観の修景1件）

助成件数 1件（令和元年度選定分1件）

### 令和3年度の取組予定

引き続き，まちづくりや景観保全に寄与する京町家への助成を行うとともに，寄附拡大のため，新たな寄附受入方法の検討，寄附付き商品の開発及び個人・法人による寄附の拡大に取り組んでいく。

## (3) 資金調達の多様化

### ふるさと納税の募集

### 令和2年度の取組

ふるさとチョイス等のふるさと納税サイトにおいて，京町家保全・継承推進事業に対するふるさと納税を募集した。

## ア 寄付金実績（受入額）

1, 394件, 8, 439万円（令和元年度：160件, 1, 173万円）

## イ 京町家に関する返礼品

京町家の見学に、和菓子づくり体験、茶道体験、京料理などが付く京町家体験プラン等

## ウ 寄付金の充当

令和3年度予算には、本市の厳しい財政状況を踏まえ、令和2年度の寄付金のうち、3, 900万円を指定京町家改修補助金等に充当

### 令和3年度 of 取組予定

引き続き、京町家保全・継承推進事業へのふるさと納税を広くPRし、更なる寄付の促進を図る。

## (4) 京町家改修マニュアル等による改修事例の普及

### 令和2年度 of 取組

- 令和元年度に発行した「京町家をリノベする、その前に。」（発行：京都市景観・まちづくりセンター）を周知することにより、京町家の魅力をいかしたリノベーションの促進を図った。

#### <主な対象者>

京町家を活用して事業を行う所有者や事業者とし、設計者・施工者においても事業者等と改修計画を検討する際のツールとして活用できるものとしている。

### 令和3年度 of 取組予定

引き続き、ホームページへの掲載、指定京町家改修補助金申請者への配布、関係団体を通じた実務者への配布などにより、業務ツールとして活用してもらうよう誘導していく。

## 3 継承及び流通の促進

### (1) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく指定

（報告資料1「指定部会について」参照）

### 令和2年度 of 取組

- 新たに、地区指定2地区、個別指定513件の指定を行い、指定の累計は、地区指定12地区、個別指定1, 146件となった。
- 指定に当たっては、事前に地元説明会（地区指定）や郵送による事前周知（個別指定）を行い、指定されることにより対象となる改修補助金などの支援制度や、解体に係る届出制度の趣旨等についての説明を行った。
- より効果的かつ効率的に指定を行っていくために、令和元年10月に、指定候補となるような地区及び個々の京町家の情報募集を開始し、令和2年度に27件を指定した。

### 令和3年度 of 取組予定

引き続き、情報募集により地域から推薦を受け付けた地区や市民から指定候補の情報を受け付けた京町家も含めて審議を行い、地域の方々や京町家の所有者に対して丁寧な説明を行いながら、順次、指定を進めていく。

## (2) 京町家マッチング制度の運用

### 令和2年度の取組

- ・ 京町家の所有者及び管理者等に対して、建築関連団体や不動産関連団体の専門事業者が、京町家の改修・活用方法、京町家を継承・活用したい方とのマッチング等を提案する「京町家マッチング制度」を運用した。
- ・ 本制度を運用する中で感じる課題や改善案について意見交換するため、令和2年7月17日に登録団体との意見交換会を開催した。意見交換会での登録団体からの意見を踏まえ、京町家所有者はもとより、登録団体にとっても利用しやすい制度となるよう、令和2年度に実施要領及び登録要領の改正を行い、令和3年度から運用している。
- ・ 1(1)の京町家所有者への戸別ポスティングにおいて、マッチング制度の周知を図った。

#### ア 登録団体数（令和3年4月1日現在）

7団体（101事業者） ※団体募集は、平成30年5月1日から開始

- |   |                    |                 |
|---|--------------------|-----------------|
| { | ・ 京都府不動産コンサルティング協会 | ・ 京都府建築工業協同組合   |
|   | ・ 京都府宅地建物取引業協会     | ・ 全日本不動産協会京都府本部 |
|   | ・ 京町家作事組           | ・ 京町家居住支援者会議    |

#### イ 利用件数

累計31件（令和3年3月末現在）

### 令和3年度の取組予定

- ・ 京町家への戸別ポスティングや日々の京町家所有者から相談を受け付ける中で、条例の趣旨や京町家マッチング制度などの支援策等の周知や説明を丁寧に行うとともに、空き家の専門家派遣や管理不全指導の中で、本制度の利用を促していく。
- ・ 登録団体等と意見交換を行うなど、制度の課題等を共有し、必要に応じて運用改善を検討する。

## (3) 市の介在する京町家賃貸モデル事業

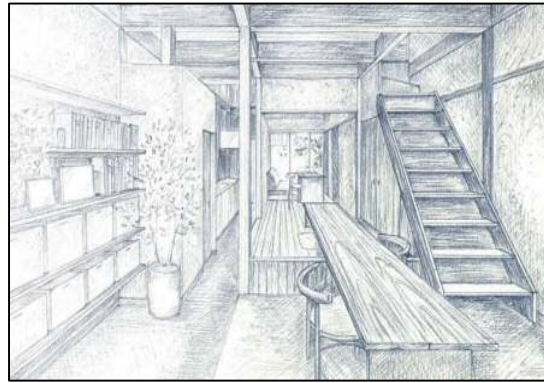
### 令和2年度の取組

担い手が見つからなかった京町家を本市が固定資産税及び都市計画税相当額で借上げ、これを公募により選定した民間事業者と同額で転貸し、将来の担い手に住んでいただくことにより、京町家ストックの改良及び活用を促進するとともに、京町家の魅力発信、生活文化の継承はもとより、担い手の育成を行う事業。

- ・ 令和2年度は、本モデル事業の詳細なスキームの構築や京町家所有者との条件面などの調整を行い、活用事業者を公募した結果、5年程度空き家となっていた中京区の京町家がオフィス付住宅として再生されることとなった。
- ・ 活用事業者は、投資型クラウドファンディングを活用して改修費用を調達し、7月の完成に向けて、改修を進めている（改修費や維持管理費は、活用事業者が負担）。



(改修前)



(内装完成予想パース)

### 令和3年度の取組予定

引き続き、現在改修を行っている京町家でモデル事業を行うとともに、市場だけでは継承が困難となっている京町家の掘り起こしを行い、本制度による保全・継承を図っていく。

## (4) 地域コミュニティ活性化に資する新たな住まい創出支援事業

### 令和2年度の取組

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大やそれに伴う行動自粛の影響により、本市における経済活動の低下、更には地域におけるコミュニティ活動も大きく制限を受けるなど、京都のまちの活力の低下が懸念されている中で、新型コロナウイルス感染症の影響により事業継続が困難な宿泊施設の住宅等への転用を支援する補助金を創設（財源は、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」）した。
- ・ 補助対象は、住宅設備改修や内部改修工事等の費用の3/4、設計費等の全額とし、京町家は上限100万円（戸建て15万円、共同住宅15万円×転用客室数又は300万円のいずれか低い額）を補助した。

申請施設：48件（うち京町家9件）

申請金額：69,054千円（うち京町家6,264千円）

## 4 改修等に関する技術・技能の継承の推進

### 令和2年度の取組

#### (1) 建築基準法適用除外制度に係るオンライン説明会及び現地見学会の開催

建築基準法の適用を除外し、本市独自の安全性等を確保する仕組みを適用する「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」について、「旧唐瀧家住宅」においてオンライン説明会及び現地見学会を開催した。

##### ア オンライン説明会

- ・ 実施日 令和2年9月29日（火）
- ・ 内容 制度概要及び包括同意基準拡充の取組（木製防火雨戸の研究開発）  
意匠設計者が語る保存・活用のポイント  
所有者が語る保存・活用への思い

- ・参加数 41人

#### イ 現地見学会

- ・実施日 令和2年10月2日（金）
- ・内容 旧唐瀧家住宅の見学（オンライン説明会に参加された方のみを対象）
- ・参加数 23人

### (2) 耐震改修技術講習会 京町家の耐震診断・改修（オンライン動画配信方式）開催

京都市内の耐震改修事業者に、京町家の構造特性に適した耐震診断・改修方法について、広く啓発を行った。

#### ア 開催期間

令和3年3月19日～26日

#### イ 開催方式

YouTube配信

### 令和3年度の取組予定

京町家の改修等に関する技術・技能を学ぶ機会の充実について、本市の各関連部署や民間事業者等と連携を図りながら取組を検討していく。

## 5 その他の取組

### 新町家の普及に向けた取組

(報告資料2)「新町家の普及について」参照

京都らしい町並み景観を保全し、生活文化を継承・発展させていくために、今ある京町家を保全・継承するだけでなく、京町家の知恵を継承し、既存の京町家と共存できる住まいの建築を促進するため、令和2年3月に、京町家と認められる新築等の住宅「新町家」の指針や設計事例をまとめたガイドブック「新町家のすすめ」を策定

### 令和2年度の取組

令和2年度は、「新町家」の更なる普及を図るため、新町家を普及させる趣旨に賛同し、その建築や普及啓発に取り組む事業者を「新町家パートナー事業者」として募集し、事業者の会社概要や建築事例等を紹介する取組を令和3年3月から開始

### 令和3年度の取組予定

令和2年度に開始した「新町家パートナー事業者」を募集・紹介する取組の推進などにより、新町家の普及を図っていく。

## 6 評価指標について

計画の目標は、市内に存在する全ての京町家（約4万軒）を対象に可能な限り保全・継承に結びつけることとし、計画の基本的な考え方として特に重視すべきとした「不動産流通市場の積極的な活用」と「地域の役割の重視」の2点について、評価指標を設定している。

項目	指標 (2027年度末)	実績 (2020年度末)
<b>不動産流通市場の積極的な活用</b> 京町家マッチング制度で活用提案や相談に応じる事業者、相談員の数	200名	180名
<b>地域の役割の重視</b> 自治組織や市民活動団体等がまちづくり活動として、新たに行った京町家の保全・継承に関する活動数	40件	5件

※ 令和3年度の実績として記載している取組については、新型コロナウイルス感染症の影響により、実施を見送る場合があります。